

令和3年度病害虫発生予察情報 特殊報 第4号

令和4年1月7日
広島県西部農業技術指導所

- 1 病害虫名 サツマイモ基腐病（もとぐされびょう）
Diaporthe destruens (Harter) Hirooka, Minosh. & Rossman
- 2 発生物名 サツマイモ（かんしょ）
- 3 特殊報の内容 広島県における初発生
- 4 発生経過
 - (1) 発生確認年月日 令和3年11月15日
 - (2) 発生地域 広島県中西部
 - (3) 確認の経緯
令和3年11月中旬、広島県中西部のサツマイモ栽培ほ場で茎葉の枯死及び、地際部の茎が黒変した株が確認された。株を採取して農林水産省神戸植物防疫所に同定を依頼した結果、本県未発生のサツマイモ基腐病であることが判明した。
 - (4) 他県での発生状況等
国内では、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、福岡県、熊本県、長崎県、高知県、静岡県、岐阜県、群馬県、茨城県、東京都、千葉県、岩手県、愛媛県、福井県、埼玉県、石川県、山形県、北海道、鳥取県、長野県の22都道県で発生が確認されている。
- 5 病徴および被害
 - (1) 茎の地際部が暗褐色～黒色に変色し、地上部に黄変・萎凋等の症状が見られ、その後、症状が進行すると枯死する（写真1、2）。
 - (2) 発病が塊根まで拡大すると、成り首側から塊根が腐敗する。塊根は収穫時に無病徴でも、貯蔵中に腐敗することがある。
 - (3) 発病株の黒変部に微小な黒点粒状の柄子殻が形成され（写真3）、降雨等により内部から大量の胞子が漏出する（写真4）。胞子は強い風雨やほ場の停滞水により畝及び畝間に沿って拡散し、周辺の健全な株に感染する。
 - (4) 本菌の宿主植物はヒルガオ科植物（主にサツマイモ）のみで、発病したつるや塊根で伝搬する。また、植物残渣上で越冬し、翌年の伝染源となる。
- 6 防除対策
 - (1) 発病株（茎葉や塊根）は速やかに抜き取り、ほ場外へ持ち出し適切に処分する。
 - (2) 発病株の除去後、周辺株への感染を防止するため、薬剤散布を行う。
 - (3) 残渣等は翌年の伝染源となるため、収穫後にはほ場から速やかに取り除く。
 - (4) 発病ほ場で使用した資材や機械は、消毒や洗浄を十分に行う。
 - (5) 発病ほ場では、ヒルガオ科以外の作物で輪作を行う。
 - (6) 本病は排水不良な場所で発病しやすいので、ほ場の排水対策を実施する。
 - (7) 未消毒の苗は、本病に適用がある農薬で消毒する。



写真1 株元の様子



写真2 発生ほ場の様子



写真3 表皮に形成された柄子殻

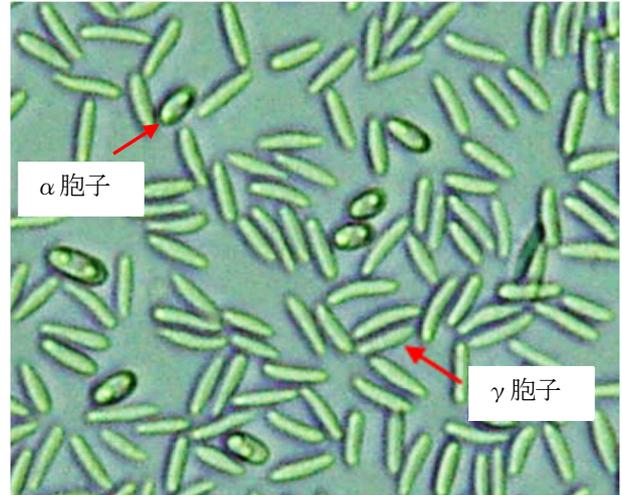


写真4 光学顕微鏡で確認された孢子

表 サツマイモ基腐病の防除薬剤（令和3年12月28日現在）

薬剤名	希釈倍率 散布量	使用時期	使用回数	使用方法
ガスタード微粒剤 バスアミド微粒剤	30kg/10a	植付 21 日前まで	1 回	本剤の所定量を均一に散布して土壌と混和する。
ベンレート水和剤	500～1000 倍	植付前	1 回 ※	30 分間苗基部浸漬
ベンレートT水和剤 20	200 倍	植付前	1 回 ※	30 分間さし苗基部浸漬
Z ボルドー	500 倍 100～300ℓ/10a	-	-	散布
ジーファイン水和剤	1000 倍 200～300ℓ/10a	収穫前日まで	-	散布
アミスター20 フロアブル	2000 倍 100～300ℓ/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布
	32 倍 1.6ℓ/10a			無人航空機による散布

※ 【バナルを含む農薬の総使用回数】 植付時までの処理は 1 回以内
 農薬の使用にあたっては、ラベルの記載内容を確認し、使用基準等を遵守して適切に使用すること。

○病害虫発生情報に関するお問い合わせ先

西部農業技術指導所（植物防疫チーム）（〒739-0151 東広島市八本松町原 6869 電話 082-420-9662）

農林水産局農業技術課（〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電話 082-513-3559）

広島県立総合技術研究所 農業技術センター生産環境研究部
（〒739-0151 東広島市八本松町原 6869 電話 082-429-0521）

○病害虫発生予察情報は、広島県ホームページで閲覧できます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/yosatsu-joho.html>